

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

以下の条例及び規則の一部改正手続について、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続
- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

2 指示する理由

平成30年特別区人事委員会給与等勧告による職員団体交渉妥結の具体的な日時が不確定であること、また妥結後、速やかに条例及び規則の改正手続を行わなくてはならないため。

3 制定する内容

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続
一般職員及び管理職員（再任用職員を含む。）の勤勉手当の上限支給月数の改正及び給料表の改定
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
条例改正に合わせた、支給月数（割合）の改正
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続
任期付短時間勤務教職員の勤勉手当の上限支給月数の改正

- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

条例改正に合わせた、支給月数（割合）の改正

4 平成30年特別区人事委員会給与等勧告の概要

- (1) 月例給
公民較差（9,671円、△2.46%）を解消するため、原則全ての級及び号給において、給与月額を引き下げる。
（初任給は、人材確保の観点から据置き）
- (2) 特別給（期末手当・勤勉手当）
年間の支給月数を0.1月引き上げる。
（現行4.5月→4.6月）支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振る。
- (3) 実施時期
条例の公布の日の属する月の翌月の初日
（公布の日が月の初日であるときは、その日）

5 今後の予定

1 1月下旬

- ・ 職員団体交渉妥結
- ・ 教育長の臨時代理による事務処理
- ・ 区議会第4回定例会へ条例案を提案、議決後、一部改正規則の制定

1 2月7日 教育委員会定例会

- ・ 教育長の臨時代理による事務処理の実施報告